

広島市高校生長期留学生委託業務に係る公募型プロポーザル説明書

1 プロポーザルの目的

海外留学を希望している高校生を安全かつ円滑に派遣し、効果的な事業を展開するため、安全性、信頼性、教育的効果等において優れた業者による公募型プロポーザルによって、広島市高校生長期留学生委託業務の受託候補者を特定する。

2 業務の概要

- (1) 業務名
広島市高校生長期留学生委託業務（第十八次派遣第1年次）
- (2) 業務内容
別紙「広島市高校生長期留学生委託業務仕様書」のとおり
- (3) 委託期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (4) 概算事業費
以下の額を上限とする。（消費税及び地方消費税の額を含む。）
本年度は、派遣第1年次の委託業務とする。

	派 遣
第1年次	300,000円
第2年次	※ 900,000円
第3年次	※ 600,000円

※第2・3年次は、第1年次と同数の留学生数で推移した場合である。

- (5) 事業担当課
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市教育委員会学校教育部指導第二課
TEL 082-504-2704（直通） FAX 082-504-2142
E-mail kyo-sido2@city.hiroshima.lg.jp

3 プロポーザル参加資格

参加する業者は、以下に示す各号を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していない者であること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 非営利団体であり、法人格を有すること。
- (5) 文部科学省並びに外務省が所管する委託事業の受託実績またはそれに準ずる実績を有していること。

4 参加申込受付

- (1) 提出書類
 - ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式-1） 1部
 - イ 添付文書
 - ・ 広島市税の納税証明書（3ヶ月以内に発行されたもの） 1部
本市に納税義務のない方は、広島市税の納税証明書に変えて、「申立書」を提出すること。
 - ・ 消費税及び地方消費税の納税証明書（3ヶ月以内に発行されたもの） 1部
 - ・ 文部科学省並びに外務省が所管する委託事業の受託実績またはそれに準ずる実績を示すもの（様式は問わない） 1部

- (2) 提出期限
令和3年1月21日（木）午後5時まで
- (3) 提出方法
前記2(5)の事業担当課へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録付き書留郵便に限る。提出期限必着のこと。）で提出すること。
- (4) 参加資格確認結果通知
令和3年1月26日（火）までに参加資格確認結果を電子メールで通知する。

5 質問の受付と回答

- (1) 提出期限
令和3年1月20日（水）午後5時まで
- (2) 提出方法
質問書（様式-2）を作成し、前記2(5)の事業担当課へ電子メールで提出すること。提出にあたっては、質問書が事業担当課に到達していることを電話により速やかに確認すること。
- (3) 質問に対する回答
質問に対する回答は、質問者へ直接メールで行い、前記2(5)の事業担当課において、令和3年2月2日（火）までの毎日、午前8時30分から午後5時まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。

6 提案書の提出

- (1) 提出書類
提案書（内容は「(別紙) 提案依頼事項」を参照のこと。） 正本1部、副本6部
- (2) 提出期限
令和3年2月2日（火）午後5時まで
- (3) 提出方法
前記2(5)の事業担当課へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録付き書留郵便に限る。提出期限必着のこと。）で提出すること。
- (4) その他
ア 提案書には、社名、担当者名など提案者が特定できるような内容は一切記載しないこと。
イ 提出された提案書等の内容について、本市が問い合わせを行う場合があることを了承すること。
ウ いったん受領した提出物は返却しない。また、原則として、いったん受領した書類等の差し替え及び再提出は認めない。

7 提案書の説明（プレゼンテーション）

提案書の提出後、審査委員会において、参加者による提案内容の説明（プレゼンテーション）及び質疑応答を1者あたり15分程度（プレゼンテーション10分、質疑応答5分）行うことを予定している。

プレゼンテーションの参加人数は、1者あたり3名までとし、パワーポイント等の機器の使用はできない。

実施日時等の詳細は、参加者に別途通知する。

8 審査について

- (1) 提案書等の審査は、令和3年度広島市高校生長期留学生委託業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が行う。

(2) 審査項目

審査項目	審査の観点	配点
1 基本方針	基本方針が仕様書に整合し、有効かつ妥当であるか。	15
2 実施体制	派遣国での生徒に対するサポート体制、緊急体制が整っているか。	10
	派遣生徒のけがや事故への保険等の対応が整備されているか。	10
	派遣生徒の受入家庭及び受入学校を、適切に選定することができるかと判断できるか。	10
	教育委員会との連携が適正に行われ、高い安全性かつ教育効果を確保できる体制が備わっているか。	15
	参加費用について、広島市がその約半額を負担する趣旨に沿うものであるか。	10
3 組織・業務の実績	これまでの派遣に関する委託業務の実績から、留学にかかる業務を確実に遂行できると判断できるか。	10
4 研修体制	派遣生とその保護者に、留学に必要な研修を十分提供できているか。	10
5 広島市のニーズへの対応	広島市の事業への参加や広島市に貢献する活動を実施(計画)しているか。	10
合 計		100

(3) 受託候補者の特定

審査委員会において、得点の総計が最も高い提案者を受託候補者として特定する。なお、得点の総計が最も高い提案者が複数であった場合は、審査委員会で協議の後、委員長が決定する。

ただし、得点の総計が本市の求める最低限の水準（50％）に満たない場合は、選定の対象外とする。

提案者が1者の場合は、その提案者が受託候補者として適しているか否かを、審査委員会で審議する。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、プロポーザル参加者全員に対して審査終了後すみやかに通知するとともに、広島市ホームページで公表する。

(5) 審査結果の説明

プロポーザル参加者からの審査結果に関する質問等については、書面により受け付ける。

ただし、その受付は結果通知から7日以内に限る。なお、質問等に対する回答は、その書面を付けてから10日以内に書面により行う。

9 契約の方法等

(1) 受託候補者として特定された者と、契約締結の協議を行い、見積合わせを実施の上、随意契約をする。

(2) 受託候補者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、随意契約をする。

(3) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときには、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、随意契約をする予定である。また、決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金(契約予定金額の100分の5)を支払うものとする。

10 その他

(1) 提案書等の作成、その他プロポーザルの参加に要する経費は、参加者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は、受託候補者特定の目的以外には提出者に無断で使用しない。ただし、広

島市情報公開条例（平成 13 年広島市条例第 6 号）第 7 条に基づき、開示請求があった時は、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

- (3) 市が提示する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対して、これを使用させたり、または、内容を提示することを禁止する。
- (4) 次の場合は失格とする。
 - ア 参加資格を満たさなくなった場合、又は参加資格を満たさないことが判明した場合
 - イ 提案書等の提出書類の内容に虚偽があることが判明した場合
- (5) プロポーザル参加者は、審査委員会の委員の選任後から受託候補者決定の公表までの間において、本契約案件に関し、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利になるように、委員に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、参加資格を失うとともに指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 別紙「広島市高校生長期留学生委託業務仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、受託候補者の提案内容は、その履行を確保するものとする。
- (7) 本契約については、本件に係る予算の成立を条件とするとともに、契約締結日は、令和 3 年 4 月 1 日とする。

1.1 全体スケジュール

- | | |
|--------------|-----------------|
| 1 月 1 4 日（木） | 応募受付開始 |
| 2 0 日（水） | 質問書提出締切 |
| 2 1 日（木） | 参加資格確認申請書提出締切 |
| 2 月 2 日（火） | 提案書提出締切 |
| （別途定める日） | 審査委員会（受託候補者の特定） |